

**「令和2年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分」、「令和2年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分」の振替納税をご利用の皆様へ**

この度の令和2年7月豪雨により被害を受けられた皆様方に心からお見舞い申し上げます。

標記の振替納税については、今般、下表の「指定地域」を対象として国税に関する申告・納付等の期限の延長措置が図られたことを踏まえ、以下のとおり取り扱うことと致します。

都道府県名	指定地域
熊本県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町

1 指定地域内に納税地を有する方

(1) 令和2年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分について

令和2年7月31日（金）としていた振替日は、別途国税庁告示で定める期日まで延長することと致しました。

(2) 令和2年分消費税及び地方消費税の中間申告分・課税期間の特例適用分について

令和2年7月4日（土）以後に法定納期限が到来する分の振替日については、別途国税庁告示で定める期日以降に改めて設定する日まで延長することと致しました。

新しい振替日については、今後、被災された方々の状況に十分配慮して検討してまいります。

2 指定地域以外の地域に納税地を有する方

今般の豪雨により被害を受けられた方は、申告期限等の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、令和2年7月4日（土）以後に法定納期限が到来する国税の振替納税について中止できる場合があります。

なお、振替日が令和2年7月31日（金）の令和2年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税第1期分については、振替が行われた後であっても、申告期限等の延長や納税の猶予の申請を所轄税務署に行っていただくことにより、その納税額を還付できる場合がありますので、落ち着いた段階で所轄税務署へご相談いただきますようお願い致します。